

さいたま市告示第604号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者について、同条第2項の規定により指定したので下記のとおり告示する。

令和8年4月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定納付受託者

	名称	事務所の所在地
(1)	三井住友カード株式会社	大阪府大阪市中央区今橋四丁目5番15号
(2)	むさしのカード株式会社	埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地8
(3)	りそなカード株式会社	東京都江東区木場一丁目5番25号

2 指定をした日

令和8年3月30日

3 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 納付事務に係る歳入等

- (1) 住民票の写し、戸籍、税証明書その他証明書の交付手数料
- (2) 臨時運行許可手数料
- (3) 塵芥処理手数料
- (4) 行政資料複写代金
- (5) 物品売払収入
- (6) 観覧料及び入館料
- (7) 施設等使用料
- (8) 講座等の参加費
- (9) 一時保育利用料
- (10) 各種申請に係る手数料
- (11) し尿処理施設有価物販売代金
- (12) 生産物販売代金
- (13) 撤去自転車等返還手数料

5 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所出納室出納課出納係
- (2) 電話 048（829）1599